

第二十二回国会
衆議院

法務委員会議録第十三号

昭和三十年六月四日(土曜日)

午前十一時五分開議

出席委員

委員長 世耕 弘一君

理事古島 義英君 理事山本 榮吉君

理事三田村武夫君 理事馬場 元治君

理事福井 盛太君 理事田中幾三郎君

権名 隆君 長井 源君

林 博君 生田 宏一君

猪俣 浩三君 神近 市子君

佐竹 晴記君 志賀 義雄君

出席政府委員

法務政務次官 小泉 純也君

警視長(警察 庁警備部長) 山口 喜雄君

検事(民事局長) 村上 朝一君

検事(刑事局長) 井本 台吉君

委員外の出席者

法務事務官(公安調査庁調査第一課第五課長) 中村 正巳君

専門員 村 教三君

専門員 小本 貞一君

六月一日

委員岡良一君辞任につき、その補欠として井堀繁雄君が議長の指名で委員に選任された。

同日二日

委員井堀繁雄君辞任につき、その補欠として吉田賢一君が議長の指名で委員に選任された。

同日四日

委員今松治郎君辞任につき、その補欠として石田博英君が議長の指名で委員に選任された。

五月三十日

出入国管理令の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)

同日二十八日

戦争受刑者の早期釈放に関する請願(助川良平君紹介)(第一一六五号)

六月一日

戦争受刑者の早期釈放に関する請願(栗山博君紹介)(第一五〇一号)

の審査を本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件

出入国管理令の一部を改正する法律案(内閣提出第一〇六号)

人権擁護に関する件

○世耕委員長 これより会議を開きます。

出入国管理令の一部を改正する法律案を議題といたし、本案の提案理由の説明を聴取いたします。小泉政務次官。

出入国管理令の一部を改正する法律案

出入国管理令の一部を改正する法律案

法律

出入国管理令(昭和二十六年政令第三十九号)の一部を次のように改正する。

第五十四条に次の一項を加える。

8 入国者収容所長又は主任審査官は、適当と認めるときは、収容令書又は退去強制令書の発付を受けて収容されている者以外の者の差し出した保証書をもつて保証金に代えることを許すことができる。

保証書には、保証金額及びいつてもその保証金を納付する旨を記載しなければならない。

第五十五条第三項中「前条第二項の」を削る。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二条第六項に該当する者の子で同法の施行の日以後本邦で出生したものは、政令で定める日までの第六十七条の規定を適用しない。

○小泉政府委員 ただいま議題となりました出入国管理令の一部を改正する法律案の提案理由を御説明いたします。

まず、出入国管理令第五十四条の改正について申し上げます。出入国管理令に定める退去強制事由に該当するため違反の審査を受け、またはその結果国外に強制退去を命ぜられた外国人は、一定の収容施設にその身柄を収容することになっておりますが、疾病その他特別の事情により収容を継続することが適当でない場合には、確実な身元引受人にその身元を引き受けさせ、かつ、一定の金額の保証金を納付させて、仮放免を許可することになっております。この保証金の額は法務省令で千円以上三十万円以下と定められてお

りますが、最近、収容が長期にわた

り、かつ、違反の内容も比較的軽微であ

つて、仮放免をしてもよいと思われる

にもかかわらず、適当な身元引受人

がない等のため保証金を納付するこ

とができない者が相当数ありては、

そこで、これらの者については、

保護団体等に保証金を納付させてその

身柄を引き受けさせた上で、仮放免を

許可していただくのでありますが、財政の

豊かでない保護団体等に相当数に上る

仮放免対象者の保証金を納めさせるこ

とは、いかにも気の毒でありますの

で、この際、保証書をもつて保証金に

かえることを許し、もつて仮放免手続

の円滑な運営を期したいと存するのであります。

なお、第五十五条第三項の改正は、

右に伴う字句の整理であります。

次に、附則第二項について申し上げます。昭和二十七年四月二十八日平和条約が発効いたしましたとき、終戦前から引き続いて在留する朝鮮人及び台湾人並びにこれらの者の子で終戦後から平和条約発効の日までに生まれたものにつきましては、ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く外務省関係諸命令の措置に関する法律(昭和二十七年法律第二百六十六号)第二条第六項によりまして、目下のところ出入国管理令に定める正規の在留資格を有しないまま本邦に在留することが許されているのでありますが、これらの朝鮮人及び台湾人の子で平和条約発効後に生まれたものは、出生の際に特

別の在留資格が与えられ、その期間は、三年と定められていたのであります。

そこで、平和条約発効後三年目に当る本年四月二十八日以降は、それらの子は、あらためて在留期間の更新をする必要があるわけでありまして、事実上その必要が生ずる時期は、来たる七月以降となつております。ところが、出入国管理令第六十七条の規定によりまして、外国人が在留期間更新の許可を受けました場合には、手数料として一件につき千円を納めなければならぬのであります。したがって、前にも申し述べました通り永年日本に居住し正規の在留資格を持たないまま在留を許されている者で、大部分が貧困者と申してよく、してこの手数料を納めさせようとしたらと、かえつて在留期間の更新を渋る結果となり、ために不法残留者が続出するおそれが多分にあるのであります。

そこで、政府としましては、これらの事情及びこれらの者とわが国との特殊関係を考慮いたしまして、政令で定める日まではその手数料を取らずに在留期間の更新ができるようにいたしましたことと存するのであります。しかし、その政令の内容といたしましては、とりあえず、平和条約発効後一年の間に在留資格を取得した子供たちの在留期間更新について手数料を取らないこととし、その後在留資格を取得した子供たちの在留期間の更新については、日韓会談の進捗状況等をにらみ合せ

て、その時期が来たときにあらためて措置いたしたいと考えておる次第であります。

以上この法律案の提案理由を御説明申し上げましたが、何とぞ慎重御審議の上、すみやかに御可決あらんことを切望いたします。

○世耕委員長 提案理由の説明は終了しました。本案に対する質疑は後日に譲ります。

政府委員の出席するまでしばらくお待ち下さい。

○世耕委員長 本日の日程に追加いたしました。人権擁護に関する件について調査を進めます。

まず委員長よりお尋ねいたしますが、昨三日京都大学に発生いたしました滝川総長監禁事件につきまして当局の報告がありましたら、この際御発表を願いたいと思います。警察庁山口警備部長。

○山口(喜)政府委員 昨日の午後京都大学で起りました事件について、報告の参っております範囲でお答えを申し上げます。

六月十八日が京都大学の創立記念日に当っております。この記念日に当りまして学生側では記念祭の準備実行委員会を結成いたしました。六月十七日、十八日、十九日、二十日の四日間を記念祭の日として授業を休む、記念祭の行事の経費を国費から出してもらいたいというような申し入れをいたしました。十七日に学外者と交歓をする、京都大学の吉田分校のグラウンドにおいて歌と踊りの会を開きたり、十八日は演劇、映画、講演、ゼミナール等をやる、十九日も同様、二十日

は午後一時から九時までの間京都の労働組合、民主市民団体と交歓をした。京都大学農学部グラウンドでカーニバルといふか、園遊会を開催したい、こういうことを申し入れたのであります。これに對しまして学校当局といたしましては、数回にわたりまして評議員会を開いて、五月二十四日に最後の、創立記念祭は六月十九日、日曜日と、二十日の二日間とする、十六日の前夜祭は認めない、それから二十日の部外の労組その他の団体との園遊会を認めない。それからもう一つ、この記念祭の行事の一つとして学生側から申し入れのありました全国学生哲学会総会、これをやはり認めないということを通知いたしましたのであります。これに對しまして学生側におきましては、五月二十五日以降ほとんど連日にわたりまして学校当局に對して強硬な陳情、あるいは抗議をいたしておったのであります。学校といたしましては昨年の十一月の行事の際に、学校当局の当初の意図に反しまして問題が起りました、今回の記念祭にも学外の人と一緒にするといふ点からいろいろ問題が起ることを憂慮いたしまして、学外の人の参加するいろいろの行事を認めないという方針をとっておったのであります。これに對しまして、学生側では五月二十五日以降学校の内外におきまして、相当これに對する反対運動を活発に行なっておったのであります。

問題の起りました昨日の模様について申し上げます。学生側ではちやうど京都の滝川総長が近く外国に旅行することになっておりますので、それまでの間に問題を解決したいということから、総長との会見を申し入れまして、昨日午後一時から学内の応接室におきまして学生側の代表約十名が滝川総長に面接をいたしまして、一時間ばかりにわたつていろいろと抗議、陳情等が行われていたのであります。二時に会見を終りまして、総長が帰ろうとしたのであります。本館の玄関口の廊下で再び抗議、陳情を繰り返したので、総長は帰ることができなくなつて応接室に引き返して、さらに午後三時二十分から学生代表五名と会見をいたしましたが、学生側の反省を促したのであります。四時十分ごろ会議を打ち切りました。学生側の退去を求めたのであります。学生側といたしましてはこれに應じませんで、本館の玄関口付近に集まりまして総長が退校するのを阻止するような態勢になつたのであります。六時ごろ、この人数が六十名くらいであつたといふわけでありまして、学生側がさらに八時ごろ三たび総長との会見を申し入れたのであります。結局この会見は物別れになつたのであります。九時過ぎには学生約百五十名が応接室の前の廊下、本館内の玄関付近にすわり込みあるいは氣勢をあげるといふこと、ほとんど学校の中心における自主的な解決が不可能な状態になつた模様であります。そこで学生部長から九時十分所轄の川端署長に對して、学校当局は学生側に對し九時二十分までに解散するよう警告を発したが、これに應じない場合は連絡をするから警察が一つ出勤してもらいたいという電話の連絡があつたのであります。警察といたしましては慎重を期するためにその要請は総長の意思で

あるかどうかということを確認したのであります。ところが九時十五分に総長から直接電話をもつて警察官に来てもらいたいという話がありましたので、警察官を連れて九時四十分

に京都大学の正門前に到着をいたしておりました。そこで署長は部隊を正門の外に待機せまして、署長以下幹部四人だけが学内に入りまして、学生側に對してできるだけ穏やかに解散をするように説得いたしました。が、うまくいかなかつたのであります。十時二十分以降数回にわたつて勧告をいたし、もしどうしても解散しない場合には実力を用ゐて解散させることもやむを得ないといふことを警告いたしましたのであります。が、どうしても聞き入れられないので、十時五十分には解散命令を出しまして、十一時過ぎに正門前に押し出したといふのが状況でございます。

その後学生側では、このうちの三十名ばかりが川端警察署に來まして、いろいろ抗議をし、本日の午前一時四十分には引き上げて歸つております。この実行行使の際には格別の事案もなかつたのであります。が、事態を収拾いたしました後の滝川総長の記者会見におきまして、ある学生から暴行を受けたといふことが談話に出たのであります。そこで警察としても現在調査をいたしておりますが、大体その氏名等もわかっておりますので、近くそれについて措置がとられるものと考えておる次第であります。

○世耕委員長 昨日の夕刻の京都大学における事件の概要でございます。大体が京都大学同学生会中央委員長青木宏君というのが学生代表として出席し、うのは暴力を禁止してある、暴力行使しては相ならぬということが学生運動の金科玉条であり、そこで限界が明らかになるかと思つておりますが、元來大学の自治、学問の自由を叫び、みづから尊重しなくてはならぬ最高学府の学園で、学生が中心となつて、しかも尊敬すべき総長を暴行あるいは監禁するなんという事は、おそろしく想像のつかぬ出来事じやないか、かように考えるのであります。かようなことは單なる文部行政の一端という意味じやなしに、大きな人権擁護という建前と治安の維持という建前から、嚴重な調査を当局は進められるよう要望したいのであります。ことに本件に関するときは、大学の自治をいづれが乱したのかといふことの点に關して正確な調査を進めて、本委員会に御報告が願いたいと思つております。

ております。そういう諸氏の意見の開陳を求めて、今後かくのごとき不祥事件の起らぬよう当時の本法務委員会は結論を出してあるのであります。当時の法務委員長談話として代理理事押谷富三君が発表した文書がここに残っておりますが、参考までに読み上げます。れば、「大学は一国文化の中核である。国家は、巨額の血税を投じて、多くの国立諸大学を維持経営し、同時に、社会一般も、学問の研究及び学生の教育のために、「大学の自治」ということを是認しているのである。しかるに、先般、この平和な文化の中心地帯に、社会国家の治安を攪乱破壊するような事件が起つたのである。日本が近く完全な主権を回復せんとする現段階において発表されたこの事件については、全国民が重大な関心をもつと共に、国際的にも、重大な影響があるのである。衆議院法務委員会においては、この京大事件の真相を国民の前に明白にすると共に、特に、いわゆる「大学の自治」と「治安維持」との関連について、そのあるべき姿を明確にし、以て、将来の対策に資するため、各関係人より参考意見を聴取したのである。法務委員会としては、今回の事件は、京大当局者が「大学の自治、学園の自由」を過信した結果、警備連絡上の手続に遺憾の点があったものと認められ、また同大学の補導機関が弱体だった点も明かにされた。「大学の自治」とは、あくまで「学問の自由」「真理探求の自由」であって、それは十分尊重せられなければならないが、同時に、学園は治安の盲点であってはならぬ。学園内の治安維持は、最終的には警察がその責任をもつべきものであることは明白である。」か

ように京大事件に関する法務委員長談話が発表されておるのであります。重ねて申し上げますが、本件は昭和二十六年十一月十二日、京都大学行幸に伴う学生集団示威事件の問題に関する法務委員長談話であります。この事件があつて、昭和二十六年十一月二十六日に当時の法務委員会が事件を取り上げて、各方面の意見を聞いた結論が以上申し上げたような法務委員長の談話となつて発表されておるのであります。顧みますとこの事件からかれこれ六年の歳月を経る今日、今回の事件は、新聞記事でありますからまだ詳細なことはわかりませんが、むしろ悪質化した観があるものであります。この点に關しまして、この際関係当局から、さらに現地からの報告を受けておられるならば本委員会に御発表願いたいと思ひますが、急のことですから詳細な報告がなければすみやかに現地との嚴重な連絡をおとり下さいまして、本委員会に經過の正確な報告を述べられたいことを委員長から特に要求いたします。この際小泉法務政務次官から何か御発言があれば承わっております。

○小泉政府委員 ただいま委員長から御注意、御要求ありました点につきまして、法務省でも重大なる事態と考へ、服部検事を京都地検に急派、現地の検事局と打ち合せのために、詳細な調査、対策を講ずるよう直ちに派遣をいたしましたよう次第でございます。委員長の仰せられました通り十分に事態を調査いたしました後、後刻適当な機会に報告を申し上げたいと存じます。

○世耕委員長 なお一言つけ加えて申し上げますが、若い学徒のすることだから往々感情にとらわれ、意外な結果を生むこともよくあるのであります。かような機会に、往々にして大学の自由並びに大学の自治が侵されることがあり得るのでありますが、さようなことの限界を明らかに調査等も進めてもらいたいということ、もう一つは、何人が自治を侵したのであるか、何人が大学の自治を乱したかということ、これは詳細な調査を進められて、今後かくのごとき不祥な事態の起らないように対策を講ぜられんことを希望いたします。なお同時に文部省並びに法務省、また現地とも嚴重な御連絡をして、調査に万遺憾のないようにせられんことを切望いたします。

○中村説明員 ただいま御紹介にあずかりました第一部第五課長の中村と申します。京大の同学会の事件につきましては私も同様の新聞で見ましたので、まだ現地から報告を受けておりません。至急に調査をいたしたいと思つておりますので、それまでお待ち願ひたいと思ひます。

○志賀委員 それに関連してちょっと発言させていたかと思いますが、ただいま委員長の方から最近の京大事件——われわれ新聞でけき初めて知つたようなものが出ておるのであります。これは一方的に調査した官庁報告ではなく片寄るおそれのあることでありますから、その点については委員長の希望されたような方面からの片寄りのほかに、もう一つ法務委員会の人権擁護の立場、官憲によつてあるいは当局によつて学生の自治の侵されることのないという反面をも同時に注意して調査をやつていただきたい、これだけを希望事項としてつけ加えておきます。

○世耕委員長 志賀さん、もう一ぺん……。

○志賀委員 発言中はよく聞いて下さい。委員長自身が近畿大学の学長であられるので、こういう事件があると思つと神経がびりびりと響くはずだと思ふのであります。学校当局者兼委員長としての立場ばかりでなく、法務委員長としてのこれはいろいろに調査をしなければいかぬ。ただいまの御発言によりまして、どうも関係当局にネジを巻かれるような印象を与えられたのであります。それでは人権問題を審議する法務委員会の委員長として、遺憾な結果が生まれるかもしれない。あなたが委員長として公平な職分をやられたためには、同時に学生の立場をも公平に調査するようなことを希望せられておかないと、一面的な報告しか出てこないおそれがある。だからその点も委員長として十分に当局の方へ御注意下さいと、こういうふうに申したのであります。

○世耕委員長 了承いたしました。ほかに本件に關して御質疑がなければ本日はこの程度で散会いたします。次回は公報をもつてお知らせいたします。

午前十一時五十一分散会

昭和三十年六月七日印刷

昭和三十年六月八日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局